

## 講演抄録

男女共同参画社会の実現をめざして

—公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会の取り組み—

(財) 横浜市男女共同参画推進協会顧問・前理事長

藤井 紀代子

### 1. 男女共同参画社会の実現

ただ今ご紹介にあずかりました藤井でございます。このような権威ある学会でご報告するのは任が重いのですが、男女共同参画を推進しております現場の第一線からの報告ということで、お許しいただきたいと思えます。

ご承知のように、男女共同参画社会基本法は、1999年6月に公布・施行されました。既に12年半が経過しています。第2条では、「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義しています。即ち、男女共同参画社会とは、男女ともにすべての個人が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別に拘わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会、自らの意思によって職場、地域、家庭などあらゆる分野に男女がイコールパートナーとして参加できる社会を意味します。少子高齢社会の21世紀、高齢者の増加、現役労働力、出産子供数の減少の中で、職場においては、女性、高齢者の能力の活用、家庭では、家庭責任も男女で共同分担する、地域社会でも男女が共同参加で取り組むという社会になっていかなければ社会は成り立っていかないと考えます。

このような男女共同参画社会の実現を目指して、中央政府、地方自治体、市民、企業が取り組んできたところでありますが、地方でこの役割を担うものとして男女共同参画センターがあります。

戦前から民間の女性センターはありましたが、1975年の国際婦人年以降、女性行政施策の3点セットとして、女性施策の専管組織を作る、女性プランを作る、拠点施設（女性センター）を作るということが行なわれてきました。

1977年に国立婦人教育会館、1982年に神奈川女性センター、そして1988年に横浜女性フォーラムが開館され、全国にひろまっていきました。現在では、300以上の施設があります。こ

のような中で、女性センターは、女性問題を総合的に捉えていくことから、女性問題の解決には男性を取り込まなくては解決しない、政策の立案過程で女性の視点を取り入れていかねば解決にならないという認識の下に男女共同参画センターとして発展していきます。男女共同参画社会基本法がそれを促進しました。

## 2. 協会の事業概要

次に、この男女共同参画センターを運営している公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会の事業をお話し、その後、時代の進展の中で、協会が特に力を入れていることについて触れたいと思います。

最初に協会の組織の沿革を簡単にお話します。1987年、今から24年前に協会は設立されましたが、そのときには、女性協会という名称でした。その翌年に女性センターとしての横浜女性フォーラム（現男女共同参画センター横浜）が開館されました。その後、2000年に横浜市婦人会館（現男女共同参画センター横浜南）が移管されました。2005年には、協会の名称を男女共同参画推進協会と改称し、3館目のセンター、男女共同参画センター横浜北を同年にオープンしました。そこで、現在は、横浜の中心センターと南北センターの3館体制で事業を実施しています。

事業は、大きく分けて、4事業に分けられます。第1は、情報事業です。知ること、情報は力となります。図書館に約5万冊の図書、ビデオ、ミニコミを集めており、市民の方も情報を持ち込むことができます。

第2は、相談事業です。「心と体と生き方」についての電話相談を行なっています。専門訓練を受けた職員が電話での相談を行なっているほか、職員、弁護士、医師が面接相談を行なっております。相談件数は、年間6千件くらいとなっていますが、その3割は、DV、ドメスティックバイオレンス、また、家族・親族の相談も3割となっています。今年の9月からDV相談支援センターを開設しました。これについては、後ほど触れたいと思います。また、性別による差別の申し出に対して、専門相談員4人による合議により、ケースによっては、調査が行なわれ、必要な場合には、横浜市長名による要請指導が出されます。

第3は、講座事業です。講座事業は、5つのグループに分けられます。第1のグループは、女性への就業支援で、以前は、主婦が再就職をするための準備のためのフランスから取り入れたルトラバイエなどに力を入れてきていたのですが、最近は、こういう講座にも経済的必要性から仕事を求めている人が参加することが増えてきました。今力を入れているのは、シングル

マザーや若年無業者、ニート女性など社会的経済的に困難な状況にある女性や、自宅で起業をしたい女性などの支援プログラムを実施しています。第2のグループは、生活自立で、男性の料理教室、地域活動への参加事業など男女共同参画の観点から実施しています。第3のグループは、女性の生涯にわたる健康づくりで、乳がん・子宮がん、更年期、不妊、うつ、不眠などについての健康セミナー・相談事業、乳がん手術後、産後、更年期の健康ストレッチ体操などを行なっています。第4のグループは、自分を大切にし、自分自身を発見するコミュニケーション・アサーティブネス・セミナートレーニングを行なう自己確立事業です。第5のグループは、女性に対する暴力で、DVを体験したこどもと母親のための支援講座、母と子の護身術講座などをやっています。センターには、保育施設がありますので、子供を預けて安心して講座を受けることができます。

事業の4番目の柱は、市民活動協働事業です。市民の力で男女共同参画を進めます。センターは、市民の方が主役で、センターは交流の場の提供です。センターを活用しての横浜市民の方々の活動は、活発で、例年10月には、フォーラム祭りということで、3センターでそれぞれイベントをやっており、自分たちの日々の活動の成果を発揮しておられます。また、同じ悩みを抱える人々が支えあう自助グループ活動も活発で、アルコール依存、ギャンブル依存、シングルマザー、子宮内膜症、薬物依存、DV被害、うつ、アレルギーをもつ子の親、摂食障害などのグループに対して、場の提供など支援をしています。また、自助グループはなかまの相談として、困難の経験者の先輩が後輩に対して、相談に乗っています。

### 3. 協会が最近積極的に取り組んでいる事例

#### (1) 背景

第1の特徴としては、経済的社会的困難に直面している女性が増えているということがあります。経済のグローバル化が進む中で、格差社会の問題がクローズアップされてきていますが、女性の中では、特に母子家庭の貧困化が進んでいます。

少し古い数字になりますが、厚生労働省雇用均等・児童家庭局の全国母子世帯等調査結果報告の2003年の数字で見ると、母子世帯（父のいない児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯）は、123万世帯と5年前（1998年）の95万世帯に対し、28.3%の増加となっています。123万世帯というのは、全世帯数4,580万世帯の2.7%になります。

厚生労働省の2005年の国民生活基礎調査によれば、母子家庭の平均所得は、生活保護や児童

手当も入れて 233 万 4 千円で、この金額は一般家庭の平均所得 580 万円の 4 割に過ぎません。

また、母子家庭になった理由についてみると、厚生労働省の全国母子世帯等調査報告によると、死別は年々減少し、2006 年では、9.7%に過ぎず、79.7%は、離婚がその理由になっています。

次に、若年女性無業者、女性ニートも大きな経済的社会的困難を抱えています。若年ニートは約 60 万人、その 4 割弱が女性といわれています。しかし、支援施設利用者の 7 割は男性で、女性の影は見えにくい。女性は、家事手伝いという形で潜在化しており、その実態がはっきりしない。そこで、協会では、2008 年 10 月、「15 歳以上 35 歳未満の学校や職場に属していないシングル女性」についてアンケート調査を実施しました。具体的には、横浜市内で就労支援や居場所支援を実施している機関・団体の窓口（受付等）（ハローワーク、横浜若年サポートステーション、若者自立塾、フリースペースたまりばなど）に 700 の調査票を預け、アンケートの趣旨を説明したポスターを調査票の近くに掲示し、さらに窓口の担当者から該当者と思われる女性に調査協力をお願いしてもらい、調査票に記入後返信してもらうという方法をとって実施しました。回収数は、55（有効回答数 46）でしたが、ある程度の輪郭が見えてきました。

それによると、9 割が働いた経験があり、無業と非正規・短期雇用を繰り返しています。生活上の困難な体験は、職場の人間関係のトラブル（56.5%）、学校のいじめ（43.5%）、メンタルで通院（43.5%）、薬（41.3%）、親からの支配・期待が重荷だった（37.0%）、摂食障害（32.6%）などで、家族からの暴力・虐待被害（19.6%）など複数にわたる困難を抱えていました。苦手なことは、人と話すこと、仕事に活用できるパソコン操作ができないことでした。

この結果を見て思うことは、何か一つのことにつまずくと、それ一つではすまなくて、いろいろな問題が積み重なってくる。例えば、いじめや不登校という経験は人とうまく接することができなかつたという思いとして蓄積され、それが、自信のなさにつながっていく。仕事をしても非正規の仕事であれば、次のステップとして評価を受けることがない。このようなことは誰にでも起こりうることであるということです。

第 2 の特徴としては、DV、ドメスティックバイオレンス、配偶者等からの暴力があります。内閣府が 2008 年度に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者等（事実婚、別居中の夫婦、元配偶者も含む）から暴力を受けたことがある人は、33.2%にのぼりました。女性が 3 人いたらそのうちの 1 人は、配偶者等からの暴力を受けたことがあるということになります。DVは、日本の多くの女性が直面している問題で、母子家庭の母親はDVの被害者と無縁ではなく、むしろ重なっているといえます。DV被害は、貧困に直結します。現場で

見ていると、大企業で働く夫からの暴力に耐えかねて相談にきたいが、自宅からのバス代がないとか、家を出たいが、今晚の宿泊代がないと訴える女性もいます。日々暮らす分には生活に困らないが、別居しようと思ったとたん、自由になるお金が全然ないことに気づいたと嘆く女性も少なくない。DVについては、相談とともに生活自立のための支援が重要になってきています。

## (2) 実施プログラムの事例

このような社会的背景を踏まえて、協会では、最近、次のプログラムに力を入れて、実施しています。

### ① 女性起業家たまご塾

2007年度から女性起業家養成のたまご塾を始めました。マイクロソフト社と横浜市の助成を受けて、ITを活用して起業家を志す女性を発掘して、卵から孵化し、雛から鶏にまで成長させる取り組みです。

働き方が多様化する中で、起業希望者が増えています。自分のアイデアでビジネスができる、家で子育てをしながら自分の望む時間帯に仕事ができるということが魅力となっていますが、女性の中途採用、再就職が厳しい中で、ITを使って、家でできることが大きい。塾生の中には、母子家庭の母、DV被害者などもあります。経済的困難にある女性たちには、すべてのサービスを無料で提供しています。

センターには、UPルーム (Unlimited Potential 無限の可能性) を用意しています。誰でも気軽に立ち寄って情報を得、相談できる専用の部屋です。ここでは、起業の先輩がナビゲーターを務め相談に応じています。起業に必要な知識、情報、ITスキル、経験を提供するセミナーもあります。また、具体性・実現性が高いビジネスプランを持つ応募者を選考して「事業プラン完成コース」を実施し、起業に結び付けています。このたまご塾生から昨年度は、17人が起業しました。

私は、当初、これがお勉強に終わってしまうのではないかと危惧していました。しかし、アイデア、隙間産業を狙っての起業であれば、ネットショップであるため、開店には、資本も人手もそれほど必要でないため実現可能であることが分かりました。起業成功の鍵は、1に独自のアイデア、2に意志力、3に持続力であると思っています。

### ② 若年（無業）女性支縁の「ガールズ講座」

協会では、2009年度から、ニートのシングル女性を対象にガールズ編「パソコン+仕事準備講座」を年2回、16日間で実施しています。パソコンは、今や、就職するときの筆記用具と同

じ位できてあたりまえになっています。しかし、無業女性は、仕事に使えるパソコン技術が身についていないため、その技術を教えることが必要です。次に仕事準備講座では、相談や支援機関などの社会的サポートについての情報、体ほぐし・心ほぐし、履歴書作成、メイク、適職チェック、などを行なっています。しかし、大事なことは、時間に合わせて家を出てみんなと一緒に講座に参加する、半日の講座でゆっくりペースで、慣れて行く。受講生間のコミュニケーションによって、同じ悩みを持つ者同志の連帯感、自信にも結びつけていく。また、「めぐカフェ」を週2日開店し、就労体験の場を提供してもいます。

### (3) DV相談支援センターの発足

2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆるDV防止法が制定されました。これが、2008年1月に改正DV法として施行されました。これにより、市町村も「DVに関する基本計画」を策定することと、配偶者暴力相談支援センター、いわゆるDV相談支援センターを設けることが努力義務となりました。横浜市では、平成23年度から5年間にわたる行動計画を策定し、DV相談支援センターを今年の9月1日にオープンしました。従来からDVの相談、自立・就業支援をやっていた男女共同参画センターと婦人相談員による相談、一次保護、就労・自立支援をやっていた区役所が、市のこども青少年局の統括調整の下に連携をとって進めていくことになりました。

私どもの男女共同参画センターは、長年にわたり、心と体と生き方の電話相談をやってきており、その中で、DV相談も3割くらいのシェアでやってきました。また、区の方は、相談、一時保護支援、就労支援に取り組んできており、今後は一体となって仕事を進めていきます。

DV相談支援センターでは、電話、面接相談で、相談員は、被害者の話をじっくり聞いて、必要な情報を与える中で、被害者は自分の行き方を自身で見つけていきます。この話し合いの中で、暴力の責任は、振るう側にあり、どんな理由があっても、暴力は許されるものではない、被害者が悪いのではないことを理解させます。また、加害者は、暴力を振るったことに対して、人が変わったように謝って、今後は絶対暴力は振るわないなどといいます。そうすると、被害者は、夫は、自分を必要としている、自分がいなければならないのだ、子どものためには、父親が必要、経済的自立も難しいなど被害者は、逡巡します。こういう中で、「逃げたら殺されるかもしれない」という強い恐怖感を持ち、また、暴力を振るわれ続ける中で、無力感・孤立感に囚われ、逃げる機会や気力を失っていきます。一時保護施設に入ってもからも、いろいろ悩んで、夫のもとに帰る人もいます。

暴力を振るう加害者に一定のタイプはありません。年齢、学歴、職業、所得に関係がありま

せん。あの人が暴力を振るうなんてと思われる、外では、人当たりがよく、社会的信用もある人も加害者になりえます。

私は、DVは、究極の男女差別、相手を支配する欲望、自分の所有物という考え方に基づいていると思います。固定的性別役割分担意識や、社会にまだ残る男尊女卑の考え方が背景にはあります。

相談員は、被害者の悩みをよく聞いて、必要な情報を提供し、被害者が自ら自分の道を見つけていくようにします。被害者のその後の自立に向けての生活は、厳しく、自分が納得してなくては、やっていかれないからです。

一時保護が必要になったときには、神奈川県に依頼して、県の施設、あるいは委託民間シェルターに入所できるように手配します。そして、自立することになった場合、困ったこととして、内閣府の2007年の調査によると、「当面の生活をするために必要なお金がないこと」、「自分の体調や気持ちが回復していないこと」、「住所を知られないようにするため住民票を移せないこと」が50%以上となっています。その他、住居のこと、就労のこと、生活保護のこと、子どもの就学・保育所のこと、裁判や調停のことなどたくさんの困難を抱えています。DV相談支援センターとしては、各関係機関と連携をとって、被害者の要望に切れ目なく対応していくことが必要です。そのため、被害者本人の意思を確認・尊重した「個別自立支援計画」を作成し、自立に向けた継続的な支援に取り組みます。私ども男女共同参画センターでは、自立後の体調不良、精神の不安定に対しては、引き続き電話・面接相談を実施するほか、自己確立のための講座、自助グループの支援、被害者親子のワークショップなどをやっています。また、就労支援については、母子家庭の母向けIT講習を含む就業支援、再就職準備講座、起業セミナーなどをやっています。

しかし、DVを防止するためには、社会一般に暴力根絶に向けた啓発が大切で、暴力防止キャンペーンやDVへの理解と根絶のための啓発ポスターの掲出、講演会相談窓口の周知などをしています。また、DV根絶のためには、若い頃からの予防教育が必要であるため、中高生を対象としたデートDV防止キャンペーンや教育関係者へのDV理解の促進を図っています。

男女共同参画センターは、これからも市民の要望、社会の変化に合わせて、常に進歩、発展していかなければならないと思っております。